

議案第34号

佐久市SAKUコスモス育英基金奨学金給付要綱の一部を改正する
要綱の制定について

佐久市SAKUコスモス育英基金奨学金給付要綱（平成29年佐久市教育委員会告示第21号）の一部を改正する要綱を別紙のとおり制定する。

令和 4年11月17日
佐久市教育委員会教育長

令和 4年11月 日
佐久市教育委員会

佐久市SAKUコスモス育英基金奨学金給付要綱の一部を改正する
要綱について

【改正理由】

これは、佐久市SAKUコスモス育英基金奨学金の給付を開始して5年間
が経過し、同基金の活用や給付対象者の決定など制度の在り方を奨学資金の
提供者と協議する中で、更に給付を10年間延長するため追加の資金の寄附
の申出をいただくに当たり、同基金の一層の有効活用を願う資金提供者の意
向を踏まえ、より実状に即した制度の運用を図るため必要となる規定の整備
を行おうとするものであります。

佐久市SAKUコスモス育英基金奨学金給付要綱の一部を改正する
要綱

佐久市SAKUコスモス育英基金奨学金給付要綱（平成29年佐久市教育
委員会告示第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「除く。）」の次に「及び佐久市教育委員会（以下「教育
委員会」という。）が当該大学と同等と認める学校」を加える。

第4条中「佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育
委員会」に改める。

第6条第2号中「応じ、」の次に「原則として」を加え、同条第3号に次
のただし書を加える。

ただし、教育委員会が当該世帯の状況によりやむを得ない理由があると
認めた場合は、この限りでない。

第8条第1項中「うちに」の次に「教育委員会が」を、「人数は」の次
に「、教育委員会が必要と認めた場合を除き、原則として」を加え、「と
して教育委員会が定める」を「とする」に改める。

第16条第2項中「ときは」の次に「、教育委員会が正当な理由がある
と認めた場合を除き」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

新旧対照表

○佐久市SAKUコスモス育英基金奨学金給付要綱（平成29年9月28日教委告示第21号）

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第108条第3項に規定する短期大学を除く。）及び佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が当該大学と同等と認める学校をいう。</p> <p>(2)から(4) 略</p> <p>(給付額及び給付の方法)</p> <p>第4条 奨学金の給付額は、奨学生1人につき年額100万円とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月の教育委員会が定める日（以下「給付日」という。）に、50万円ずつ給付するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(給付の要件)</p> <p>第6条 奨学金の給付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる区分に応じ、原則としてそれぞれ次に定める学業成績を収めていること。</p> <p>アからウ 略</p> <p>(3) 申請日の属する年度について、奨学金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の属する世帯（申請者とその親権者と別世帯である場合にあっては、当該親権者の属する世帯を含む。）において地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する市町</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第108条第3項に規定する短期大学を除く。）をいう。</p> <p>(2)から(4) 略</p> <p>(給付額及び給付の方法)</p> <p>第4条 奨学金の給付額は、奨学生1人につき年額100万円とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月の佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める日（以下「給付日」という。）に、50万円ずつ給付するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(給付の要件)</p> <p>第6条 奨学金の給付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める学業成績を収めていること。</p> <p>アからウ 略</p> <p>(3) 申請日の属する年度について、奨学金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の属する世帯（申請者とその親権者と別世帯である場合にあっては、当該親権者の属する世帯を含む。）において地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する市町</p>

新	旧
<p>村民税の所得割を課される者がいないこと。ただし、<u>教育委員会が当該世帯の状況によりやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4)から(6) 略</p> <p>(新たに奨学金の給付を決定する人数)</p> <p>第8条 一の年度のうちに<u>教育委員会が新たに奨学生として奨学金の給付を決定する人数は、教育委員会が必要と認められた場合を除き、原則として、10人を上限とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(給付の停止)</p> <p>第16条 奨学生が留年し、若しくは休学し、又は停学の処分を受けたとき は、当該留年、休学又は停学の始まる日以後最初に到来する給付日から、 進級し、又は復学した日以後最初に到来する給付日の前日までの奨学金の 給付を停止する。</p> <p>2 奨学生は、退学したときは、<u>教育委員会が正当な理由があると認められた場 合を除き、退学した日の属する年度以後に給付を受けた奨学金を直ちに返 還しなければならない。</u></p>	<p>村民税の所得割を課される者がいないこと。</p> <p>(4)から(6) 略</p> <p>(新たに奨学金の給付を決定する人数)</p> <p>第8条 一の年度のうちに<u>新たに奨学生として奨学金の給付を決定する人数 は、10人を上限として教育委員会が定める。</u></p> <p>2 略</p> <p>(給付の停止)</p> <p>第16条 奨学生が留年し、若しくは休学し、又は停学の処分を受けたとき は、当該留年、休学又は停学の始まる日以後最初に到来する給付日から、 進級し、又は復学した日以後最初に到来する給付日の前日までの奨学金の 給付を停止する。</p> <p>2 奨学生は、退学したときは、退学した日の属する年度以後に給付を受け た奨学金を直ちに返還しなければならない。</p>

附 則 (令和 年 月 日教育委員会告示第 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

佐久市SAKUコスモス育英基金奨学金給付要綱(平成29年9月28日教育委員会告示第21号)

最終改正:

改正内容:平成29年9月28日教育委員会告示第21号[平成29年9月28日]

○佐久市SAKUコスモス育英基金奨学金給付要綱

平成29年9月28日教育委員会告示第21号

佐久市SAKUコスモス育英基金奨学金給付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、佐久市積立基金条例(平成17年佐久市条例第56号)別表に規定する佐久市SAKUコスモス育英基金の目的を達成するため、経済的理由により大学での修学が困難な者のうち、一定の学力を有するものに対し、奨学金を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第108条第3項に規定する短期大学を除く。)をいう。
- (2) 奨学金 この要綱の規定により給付する資金をいう。
- (3) 奨学生 奨学金の給付を受ける者をいう。
- (4) 佐久市貸与型奨学金 佐久市奨学金基金に関する条例(平成17年佐久市条例第196号)の規定により貸与する資金をいう。

(給付の対象者)

第3条 奨学金は、この要綱に定める手続を経て大学に入学し、かつ、当該大学に在学する者に給付する。

(給付額及び給付の方法)

第4条 奨学金の給付額は、奨学生1人につき年額100万円とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月の佐久市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める日(以下「給付日」という。)に、50万円ずつ給付するものとする。

- (1) 前期分 4月又は5月
- (2) 後期分 9月

(給付の期間)

第5条 奨学金を給付する期間は、修学する大学の正規の修学年限とする。ただし、4年を限度とする。

(給付の要件)

第6条 奨学金の給付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 奨学金の給付を申請する日(以下「申請日」という。)以前6か月間市内に住所を有し、かつ、在住していること。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。
 - ア 児童養護施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童養護施設をいう。以下同じ。)に入所している児童(児童相談所長の判断により一時的に入所している児童を除く。)であって、当該児童養護施設へ入所する前に市内に住所を有していたもの
 - イ アに掲げる者のほか、教育委員会が別に定める者
- (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める学業成績を収めていること。
 - ア 申請日に高等学校に在学している者 高等学校3学年1学期又は前期までの全履修科目について、5段階評価での平均評点が3.5以上であること。
 - イ 申請日に高等学校に在学しておらず、かつ、前年度以前に高等学校を卒業していない者 高等学校卒業程度認定試験に合格し、かつ、当該試験の成績の平均がB以上であること。
 - ウ 申請日に高等学校に在学しておらず、かつ、前年度以前に高等学校を卒業している者 高等学校在学中の全履修科目について、5段階評価での平均評点が3.5以上であること。
- (3) 申請日の属する年度について、奨学金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)の属する世帯(申請者がその親権者と別世帯である場合にあっては、当該親権者の属する世帯を含む。)において地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する市町村民税の所得割を課される者がいないこと。
- (4) 佐久市貸与型奨学金の貸与を受けていないこと。
- (5) 申請日の属する年度の翌年度の4月に大学に在学していること。
- (6) 申請者及びその親権者に市税等の滞納がないこと。

(申請手続)

第7条 申請者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 佐久市SAKUコスモス育英基金奨学金給付申請書(様式第1号)
- (2) 奨学生推薦調書(様式第2号)及び高等学校の成績証明書(前条第2号イに掲げる者にあっては、高等学校卒業程度認定試験の成績証明書)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(新たに奨学金の給付を決定する人数)

第8条 一の年度のうちに新たに奨学生として奨学金の給付を決定する人数は、10人を上限として教育委員会が定める。

2 一の年度における申請者の数が前項の人数を超える場合には、別に定める基準により選考する。

(選考委員会による審査)

第9条 奨学生の選考に当たっては、佐久市奨学資金の管理及び運営に関する規則(平成17年佐久市教育委員会規則第47号)第5条第1項に規定する奨学資金選考委員会(以下「選考委員会」という。)の審査に付するものとする。

(給付の内定)

第10条 教育委員会は、選考委員会の審査の結果を受け、その内容について適当と認めるときは、奨学金の給付を内定し、その結果を奨学金給付内定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(給付の決定)

第11条 前条の通知を受けた申請者(以下「給付内定者」という。)は、大学へ進学したときは、速やかにその在学を証する書類を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の書類を受理したときは、奨学金の給付を決定するものとし、奨学金給付決定通知書(様式第4号及び様式第5号)により給付内定者及び給付内定者の在学する大学にその旨を通知するものとする。

(給付の内定の効力)

第12条 給付内定者が大学へ進学しなかったときは、奨学金の給付の内定は、その効力を失う。

(不給付の通知)

第13条 教育委員会は、申請者に第10条の規定による奨学金の給付の内定をしないこととしたとき、又は前条の規定により給付内定者に対する奨学金の給付の内定が効力を失ったときは、奨学金不給付通知書(様式第6号)により本人にその旨を通知するものとする。

(在学中の成績証明書の提出)

第14条 奨学生は、進級したときは、速やかに前年度の成績証明書を教育委員会に提出しなければならない。

(留年等の届出等)

第15条 奨学生は、留年し、休学し、転学し、若しくは退学し、又は停学の処分を受けたときは、速やかに、事実を証する書類を添付して、その旨を教育委員会に届け出なければならない。進級し、又は復学したときも、同様とする。

(給付の停止)

第16条 奨学生が留年し、若しくは休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該留年、休学又は停学の始まる日以後最初に到来する給付日から、進級し、又は復学した日以後最初に到来する給付日の前日までの奨学金の給付を停止する。

2 奨学生は、退学したときは、退学した日の属する年度以後に給付を受けた奨学金を直ちに返還しなければならない。

(給付の再開)

第17条 前条第1項の規定による奨学金の給付の停止を受けた奨学生が進級し、又は復学したときは、進級し、又は復学した日以後最初に到来する給付日から奨学金の給付を再開する。

(給付の取消し)

第18条 教育委員会は、奨学生について次のいずれかに該当するときは、奨学金の給付の決定を取り消すものとする。

- (1) 給付の辞退の申出があったとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により、奨学金の給付を受けたとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、奨学生として不適当と認められる事実があったとき。

2 前項の規定により奨学金の給付の決定を取り消された者は、既に給付を受けた奨学金の全部又は一部を直ちに返還しなければならない。

(事業の期間)

第19条 この要綱による奨学金の給付に係る事業は、平成30年4月1日から平成39年4月1日までの間に大学に入学した者を対象に行うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

議案第35号

佐久市立中央図書館建替再整備検討委員会設置要領の制定について

佐久市立中央図書館建替再整備にあたり、佐久市立中央図書館建替再整備検討委員会を設置することに関して必要な事項を定めるため、別紙のとおり制定する。

令和4年11月17日
佐久市教育委員会教育長

令和4年11月 日
佐久市教育委員会

佐久市立中央図書館建替再整備検討委員会設置要領について

【制定理由】

これは、「佐久市公共施設等総合管理計画に基づく図書館個別施設計画」に基づく佐久市立中央図書館建替再整備にあたり、様々な分野の専門家から意見を幅広く聴取するために検討委員会を設置することに関して必要な事項を定めようとするものであります。

佐久市立中央図書館建替再整備検討委員会設置要領

(設置)

第1条 佐久市立中央図書館建替再整備に関し、様々な分野の専門家から意見を聴取するため、佐久市立中央図書館建替再整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、佐久市立中央図書館の建替再整備に係る基本構想及び基本計画に関し、必要な事項を検討する。

(組織)

第3条 委員会は、7名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 図書館等の建設及び運営に関し識見を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育部中央図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年11月 日から施行する。